

徳島県告示第三百三十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年七月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日
有限会社ミマメデイカルサービス	板野郡板野町羅漢字野神六〇番地の一	ヘルパーステーションこころ	板野郡上板町西分字山下二番地三	訪問介護	令和六年四月二十二日	令和六年五月三十一日
有限会社徳島ケアシステム	小松島市中田町字新開四八番地	有限会社徳島ケアシステムデイサービスセンターさくら	小松島市中田町字新開四八番地	通所介護	同 二十六日	同
医療法人道志社	徳島市大原町余慶一番一	デイサービスセンターアイナ	徳島市大原町千代ヶ丸一四六番地	同	同 三十日	同
坂本設備工業株式会社	海部郡海陽町大里字杉谷一四番地五	坂本設備工業株式会社	海部郡海陽町大里字杉谷一四番地五	特定福祉用具販売	同 五月十七日	同